



県 章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

- 告示
 - 921 字の区域の変更 (市町村課)
- 教育委員会告示
 - 5 和歌山県指定文化財の指定
 - 6 平成14年和歌山県教育委員会告示第5号(和歌山県指定文化財の指定)の一部改正
 - 7 昭和44年和歌山県教育委員会告示第1号(和歌山県指定文化財の指定)の一部改正
- 監査公表
 - 監査公表第30号

告 示

和歌山県告示第921号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、御坊市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成17年5月31日

和歌山県知事 木村 良樹

1 上野字北谷に編入する区域

大字	字	地	番
上野	梅田	326-1、326-2、326-3、328-2、329-1及び329-2の全部	
		325、327、328-1、里道及び水路の一部	
	反方	330-1、330-2、331-1、331-4、332-1、385、里道及び水路の一部	

地番については、平成15年12月1日現在の地番である。

2 上野字反方に編入する区域

大字	字	地	番
上野	梅田	327、328-1及び水路の一部	
	五反田	389の一部	

地番については、平成15年12月1日現在の地番である。

3 上野字福井田に編入する区域

大字	字	地	番
上野	梅田	325及び水路の一部	
	反方	385、386及び水路の一部	
	五反田	389、397、398、399、400、401、里道及び水路の一部	
	阪ノ下	水路の一部	

地番については、平成15年12月1日現在の地番である。

4 上野字阪ノ下に編入する区域

大字	字	地	番
上野	五反田	397の一部	
	長尾	1068の全部 水路の一部	
	若狭	水路の一部	

地番については、平成15年12月1日現在の地番である。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第5号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)

和歌山県報 号外

平成17年5月31日（火曜日）

第3条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定する。

平成17年5月31日

和歌山県教育委員会委員長 駒井則彦

(建造物の部)

種別	名称及び員数	所有者	所有者住所	所在地
有形文化財 (建造物)	旧和歌山県会議事堂 1棟	宗教法人新義真言宗 總本山根来寺	那賀郡岩出町根来2286番地	那賀郡岩出町根来2170番地

(美術工芸品の部)

種別	名称及び員数	所有者	所有者住所
有形文化財 (美術工芸品・彫刻)	木造熊野三所権現本地仏坐像 3軀	宗教法人藤白神社	海南省藤白466番地の2
有形文化財 (美術工芸品・彫刻)	木造十一面觀音立像 1軀	宗教法人藤白神社	海南省藤白466番地の2
有形文化財 (美術工芸品・彫刻)	木造大日如來坐像 木造藥師如來坐像 1軀 2軀	宗教法人妙樂寺	橋本市東家三丁目3番24号
有形文化財 (美術工芸品・考古資料)	隅田八幡神社経塚出土品 一、法華経 8巻 一、銅經筒 3口 一、銅鏡 17面 一、短刀 13口分 一、銅錢 54枚分 一、火打鎌 4箇 一、青白磁小壺 6口 (内1口身亡失) 一、青白磁合子 3口 (内1口身亡失) 一、白磁皿 1口 一、常滑燒甕 1口 一、ガラス玉 3箇 附短刀・銅錢残欠 一括	橋本市教育委員会	橋本市東家一丁目1番1号
有形文化財 (美術工芸品・彫刻)	木造明惠上人坐像 1軀	宗教法人施無畏寺	有田郡湯浅町栖原1465番地
有形文化財 (美術工芸品・彫刻)	木造阿弥陀如來坐像 1軀	宗教法人興福寺	有田郡湯浅町栖原1465番地

(天然記念物の部)

種別	名称	所有者（管理者）	所在地	地域
天然記念物	百山稀少鉱物產出鉱脈	岩出町 (山崎共有山管理組合)	那賀郡岩出町大字西野	209番1

和歌山県教育委員会告示第6号

和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第3条第1項の規定により、紙本著色明惠上人五百五十回遠忌開帳絵図を和歌山県指定文化財に指定したので、平成14年和歌山県教育委員会告示第5号（和歌山県指定文化財の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年5月31日

和歌山県教育委員会委員長 駒井則彦

「
本則の表中

有形文化財 (武術工芸品・古文書)	紙本淡彩施無畏寺境
----------------------	-----------

内絵図 1幅 有田郡湯浅町栖原1465番地
宗教法人 施無畏寺

「
」
を 有形文化財
(武術工芸品・古文書)

紙本淡彩施無畏寺境内絵図 1幅
附 紙本著色明惠上人五百五十回遠忌開帳絵図 1枚

有田郡湯浅町栖原1465番地
宗教法人 施無畏寺」
に改める。

和歌山県報 号外

平成17年5月31日(火曜日)

和歌山県教育委員会告示第7号

昭和44年和歌山県教育委員会告示第1号(和歌山県指定文化財の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年5月31日

和歌山県教育委員会委員長 駒井則彦

本則の表中

記念物 (史跡)	野長瀬氏一族 の墓所	西牟婁郡中辺 路町近露946番地	西露
-------------	---------------	---------------------	----

牟婁郡中辺路町近 946番地 野長瀬 盛孝	西牟婁郡中辺路町 近露946番地 野長瀬 盛孝	記念物 (史跡)	野長瀬 矢氏一所
-----------------------------	-------------------------------	-------------	-------------

氏・横 族の墓	田辺市中辺路 町近露946番 地	和歌山市紀三井寺11 1番地の46 野長瀬 祥 兼	和歌山市 111番地 野長瀬
------------	------------------------	---------------------------------	----------------------

紀三井寺 の46 祥 兼	に改める。
--------------------	-------

監査公表

和歌山県監査公表第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、和歌山市平井331番地の6畳中正好ほか2名の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成17年5月31日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

和歌山市平井331-6 畑中正好
和歌山市秋月64-5 阪谷民子
那賀郡岩出町湯窪123 池内祥元

2 請求年月日

平成17年4月1日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の趣旨は、次のとおりである。

平成11年度中に和歌山県(海草振興局海南工事事務所)が発注し、(株)中山コンサルタント(以下「中山コンサル」という。)が受注した別表「不正測量設計業務委託事業一覧表」(以下「委託事業一覧表」という。)記載の国道370号用地測量及び橋本橋設計業務委託で、発注に際し実施した指名競争入札において、違法な談合が行われて契約に至り、その結果、同社が委託事業一覧表の最終委託金額の支払いを公金から受け、損害金欄記載の各金員を、違法・不当に利得し、県はその額相当の損害をこうむっている。

これは、当時県の海南工事事務所長であった堀口芳弘(以下「堀口」という。)と、中山コンサル取締役副社長であった中山智支(以下「中山」という。)、及び同社営業部長(以下「営業部長」という。)との贈収賄事件(平成13年12月12日公訴提起し、それぞれに係る判決は、和歌山地方裁判所において、有罪判決が確定している。(以下「本件刑事事件」という。))の供述調書などから本件各業務の発注の際に実施された指名競争入札においての官製談合が明白となったものである。すなわち、堀口が本件各業務の指名競争入札参加業者らに、いわゆる天の声を出し、中山コンサルに本件各業務を落札させる意向を暗に伝え、各参加業者も天の声に従い中山コンサルの落札に協力したものである。

本件各業務の落札率{予定価格に対する落札価格(いずれも消費税込み額)の比率}が、99%前後という、落札を許す予定価格に極めて近接する高額で落札されているが、これは堀口が漏らしてはならない金額を教示し、それを受けた中山コンサルが教示を受けた金額を元に算出した価格で応札し、入札業者間による談合という不正行為により形成されたものであり、公正な競争入札によっていたならば到底、予定価格に近接する、かかる高額な落札はありえず、和歌山県はより安価な代金で本件各業務の発注ができたことは明らかである。

従って、中山コンサルは、現実の委託契約金額から公正に競争入札が行われていたならば形成されるであろう委託金額を差し引いて残る部分相当の金員の利益を違法・不当に得、もって和歌山県は同等の損害(以下「談合損害金」という。)を被っていると言える。

公正な自由競争により形成されるであろう委託金額は現実には存在しないので推定せざるをえないが、談合の損害賠償を求める同種の裁判において、民事訴訟法第248条を適用した判決が下されており、徳島地裁判決、大阪地裁判決では談合損害金を落札金額の20%とし、本件においても、20%みなすことができる。委託費の増額についても、落札率に従って増額されるのであるから、県の最終談合損害金は、最終委託金額の20%相当金となる。

和歌山県知事は、違法な談合入札により、損害を被って

おり、損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその賠償を求めるなど、必要な措置を何ら行っていはず、違法に財産管理を怠っている。

地方公共団体の有する不法行為に基づく損害賠償請求権は、地方自治法（以下「法」という。）237条1項及び240条1項にいう地方公共団体の財産ないし債権に該当し、かかる債権について地方公共団体の長はこれを行使すべき義務を負っているにも関わらず、本件刑事事件確定後相当経過しているにも関わらず必要な調査を怠り、損害賠償請求をなさず違法に財産管理を怠っていること明らかと言える。

その上、堀口らに関連して、同時期に公共工事発注に関する贈収賄事件があり、その確定記録から談合があきらかとなり、私達は談合損害金の是正を求める住民監査請求をなしたところ、県監査委員も監査結果で「必要な調査をし、厳正に対処する必要がある」との意見を付していたが、知事が何もなさないことから、私達が住民訴訟を提起、その後知事は第一回口頭弁論で談合の事実を認め、損害賠償の訴えを提起するとし、その前提として、当該業者らに談合損害金の支払いを催告したところ、その支払いがあった。こういう事実があったのだから、同じ元職員堀口にかかる同時期の同様の犯罪行為における本件においても十分談合損害金の存在が察知し得たという他なく、未だに放置しているのは必要な財産管理を怠っている違法性が顕著といえる。

よって、監査委員は、和歌山県が被っている委託事業一覧表の損害金欄各記載合計金752万5770円について、堀口及び、中山コンサルや各入札参加業者らに対し、和歌山県に賠償するよう求めるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求め、法第242条第1項に基づき、別紙事実証明添付の上、請求する。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を具备しているものと認め、平成17年4月11日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

「委託事業一覧表」記載の委託契約の指名競争入札において、談合により和歌山県に損害が発生しているか、損害が発生している場合、和歌山県知事が当該損害を発生させた不法行為に関与した者に損害賠償請求を行わないことは、違法・不当に財産の管理を怠る事実に該当するか、について監査の対象とした。

2 監査対象機関

県土整備部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成17年4月19日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は次のような内容について、請求の趣旨にか

かる補足説明を行った。

(1) 違法な談合であることをより明らかにするため、今回請求の元となった贈収賄事件の裁判での冒頭陳述の内容

(2) 今回の請求で談合損害金が落札金額の20%が相当であるとの主張の正当性についての説明

(3) 本件監査での監査委員に対する要望

また、請求人からは、資料として「請求人が所属するオンブズマンのメンバーで提起した談合損害金に関する住民訴訟の写し」及び「独占禁止法研究会報告書（平成15年10月）」の一部の提出があった。

4 監査の経過

住民監査請求書及び陳述等の内容により、県土整備部を監査対象機関とし、事情聴取及び監査を実施するとともに本件刑事事件の関係刑事確定訴訟記録（以下「関係刑事確定訴訟記録」という。）についても調査した。

第4 監査の結果

1 主文

本件監査請求に係る委託事業一覧表記載の契約については、和歌山県知事において共同不法行為が行われたものと判断し、当該不法行為により和歌山県が被った損害の補填を求め、中山コンサル等に対し損害賠償金を支払うよう催告を行うなど必要な措置を講じたので、本件監査請求の利益は失われているものと認められる。

よって、本件請求は棄却する。

2 事実関係の確認

(1) 監査対象の根拠

住民監査請求は、法第242条第1項の規定により、違法・不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法・不当に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実があると認めるときに監査を請求することができるとしており、また、同条第2項において、請求の期間制限について、原則として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはこれをすることはできないと規定されている。

本件請求に係る契約は、平成11年度中に締結されたものである。また住民監査請求については、平成17年4月1日になされたものである。この契約に伴う公金支出から1年以上経過した本件監査請求について、受理することができるか検討する。

談合については、最高裁判所平成14年7月2日判決（平成10年（行ヒ）第51号損害賠償代位請求事件）で、実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象としてされた住民監査請求について、監査委員が当該怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為

が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求には法第242条第2項の規定は適用されない、とした。

これによると、県が実施した指名競争入札において、指名業者らの談合に基づき、落札者が県と不当に高額の代金契約を締結し、県に損害を与えたことが業者らの県に対する不法行為に当たり、県は業者らに対し損害賠償請求権を有しているのにその行使を怠っているとされた住民監査請求には、法第242条第2項の規定は適用されず、監査請求期間の制限はないと考えられる。

(2) 委託契約の書類検査

請求人指摘の委託事業一覧の委託契約について、指名競争入札の手順に従い、一連の書類を確認したところ、指名通知、入札、契約、変更契約（該当するもの）、完成検査、支出等について不適切なところは確認出来なかった。

(3) 関係刑事確定訴訟記録等

本監査委員が入手した関係刑事確定訴訟記録、予備監査等により、次のことが明らかになった。なお、今回参考とした、関係刑事確定訴訟記録に係る訴訟手続は、中山及び営業部長の贈賄被告事件（平成14年6月18日宣告（確定同年7月3日））及び堀口の収賄被告事件（平成14年10月1日宣告（確定同月16日））のものである。

この贈賄及び収賄被告事件は、堀口がその地位により知り得た工事の設計金額等を中山コンサルの営業部長等に教示するなど、有利かつ便宜な取り計らいを行い、もって中山コンサルが県発注の測量業務等の委託契約について有利に受注できたことへの見返りに金員を送り、また、堀口が受け取った行為が収賄及び贈賄の罪に問われたものであり、それぞれ執行猶予付きの懲役刑が確定している。

(4) 実際の契約と関係刑事確定訴訟記録の記述

請求人指摘の委託事業一覧表のうち番号2の「平成11年度国補国改第4号-3 国道370号道路改築調査設計業務」については、関係刑事確定訴訟記録において、詳細で具体的な談合が行われたという供述がある。

この委託契約の指名競争入札については、平成11年6月24日、海南工事事務所で行われた。その落札結果は次のとおりである。

入札参加業者	入札金額(千円)	結果
A社	16,400	落札
B	16,700	
C	17,000	
D	16,900	
E	16,800	
F	17,000	
G	16,900	
H	17,100	
I	17,200	
J	16,900	

予定価格16,495,238円

本件指名競争入札においては、落札した中山コンサルの中山と営業部長は大意次のような供述を行っている。

本件入札に当たっては、堀口より設計金額の教示があり、また、本件指名競争に参加の業者に同人より所謂「天の声」等を出してもらったことにより、落札業者たる中山コンサルの主導のもと談合が成立し、同社が予定通り落札に成功した。

この供述について、実際の入札結果を確認すると、中山コンサルを除く他の業者はその予定価格を上回る額で応札しているのに、同社がただ1社予定価格を僅かに下回る額で応札し、落札率99.4%という率で落札したことが認められる。

したがって、本件委託契約における指名競争入札においては、中山コンサル関係者2名の供述どおりの結果となっており、談合が行われ、県が損害を被っている可能性が高いと考えられる。

ただし、本件に係る関係刑事確定訴訟記録には落札した中山コンサル関係者以外の他の指名競争参加業者の供述調書はなく、現時点においては、落札業者以外の業者が談合に応じたことを明確に示す証拠は、落札業者の供述以外存在しない。

次に、委託事業一覧表の他の3つのケースのうち、番号3の「平成11年度自歩第1号、橋維第1号 近畿自然歩道（橋本橋）整備外合併設計業務」と番号4の「平成11年度国補国改第4号-10 国道370号道路改築測量業務」の二つの契約については、中山コンサルの関係者の供述として、堀口より指名業者に選定してもらったこと、設計金額を教えてもらったことなど力添えがあったことにより、受注できたと述べており、談合の可能性について考えられるところである。

番号1の「平成11年度国補国災防第4号 国道370号道路災害防除測量設計業務」の契約については、堀口の具体的な対応についての記述はないが、堀口の力添えにより、頂けたと思うという供述が認められた。

また、これら3つのケースについては落札業者自身による具体的な談合についての供述及び指名競争入札参加業者が談合に応じたことを明確に示す証拠は本監査委員の入手した範囲の関係刑事確定記録からは得られなかった。

なお、本供述調書には、「私たちは、入札にあたって、指名業者の間で談合し、落札業者を決めるということをしおっしゃうしてました。」と述べている箇所があるなど、談合が常態化していると受け取れる供述も見受けられた。

(5) 堀口の関係した同種事件

和歌山県報 号外

平成17年5月31日(火曜日)

ところで、今回の請求については、次のような事情についても考察する必要があると考える。

昨年の住民監査請求が提起されるもととなった堀口と中原組元社長との贈収賄事件での刑事確定訴訟記録等とともに、県が当該工事の一部には談合があったと認め、催告の手続をとったのだから、これとほぼ同じ構造を持ち、同じ時期に行われ、同じ日に贈賄側両者（中原組関係と中山コンサル）に判決が出された中山コンサルと堀口の間の贈収賄事件の、裁判の供述調書等も調べるなど、何らかの調査をすべきであったと考えられる。このため、これを怠っていた県土整備部の対応については適切を欠いていた面がないとは言えず、請求人が談合に基づく損害金について、知事が賠償を求めるのは、違法・不当として住民監査請求を提起してきたことについては、うなづけるところもあると考える。

監査委員としても、職員に対し、不当な支出について敏感な触覚で適切に対応することを期待するものであり、これらのことから考えると県土整備部の対応に疑問なしとはしえないところである。

ゆえに、昨年に提起のあった堀口と中原組等のJR海南駅工事等をめぐる請負契約での談合疑惑について本監査委員の出した結論として「なお、調査等の必要があるため、現時点で判断すると違法・不当に財産の管理を怠る事実に該当しない」としたが、今回の請求に係る事態については、これとほぼ同時期に起こったものであり、それ以後の時間の経過があるなかで、より厳しく判断していく必要がある。

(6) 本件請求を含めた談合への県土整備部の対応

平成14年度以降、透明性の確保を図るべく予定価格の事前公表や公正な競争を図るため、指名業者数の拡大等、また、談合その他の不正行為の排除を図るため、損害賠償予約条項及び契約解除権の契約書への明記などの入札契約制度改革をおこなってきた。

また、海南工事事務所での工事請負に関する談合疑惑を受けて、本年1月から公募型指名競争入札での談合防止を図るために、入札参加業者名の事後公表制度を取り入れることとした。また、2月からは、弁護士、大学教授等学識経験者6名で構成される入札監視委員会においても、談合排除のための入札制度の改革について検討され、去る5月18日に知事への提言が行われた。

さらに、5月24日には入札監視委員会の提言も参考に、公共事業の品質向上と価格の競争力を高め、談合や不良不適格業者を排除するなどの具体的な入札制度改革の取組を発表したところである。

特に談合の防止のためには、郵便入札と資格の事後審査方式を導入する入札方法の改善、談合情報があったときの取り扱いを厳しくした談合情報マニュアルの改正、

談合があった場合の損害賠償金の引き上げ等各種の改善に取り組んでいるところである。

今回の住民監査請求については、関係刑事確定訴訟記録をもとに法律の専門家と相談したところ、請求人指摘の委託契約についての損害賠償請求は、法的に可能だと判断を得たため、損害賠償請求を行うこととした。

3 判断

請求人は、「委託事業一覧表」の指名競争入札について、談合があり、その結果県は最終委託金額の20%、額にして7,525,770円の損害をこうむっていると主張している。

一方、和歌山県知事は、関係刑事確定訴訟記録から請求人主張の「委託事業一覧表」の指名競争入札について共同不法行為があったものと認識し、和歌山県が被った被害を補填するため、落札者である中山コンサルと堀口、その他の入札参加業者に対し、連帯して当該不法行為による損害金とこれに係る延滞金を平成17年5月26日付けで同年6月10日を期限として支払うよう催告した。

また、相手方がこれに応じない場合には、議会の議決のもと訴訟を提起する意思を確認した。

和歌山県知事は、本件請求の委託契約について本県が被った損害額について、最終委託金額の20%と算定し、7,525,770円について、損害額と算定している。

なお、同知事は関係刑事確定訴訟記録から請求外の2件についても、共同不法行為があったと認識し、2,642,010円の損害額があったと算定し、同催告での損害額に含めている。

公正な指名入札競争が行われたとして、その実際の契約金額を算定し、損害額を確定することは極めて困難であるが、今回、県土整備部が催告する額については徳島地方裁判所での平成15年6月13日判決の談合による損害金の判決及び大阪地方裁判所平成16年1月15日判決の談合による損害金の判決等から最終契約金額の20%と算定したということであるが、これについては、本監査委員としても、和歌山県が被っている損害を補填するに、足りるものであると考えられ、また、請求人主張の損害金と同等のところから、平成17年5月26日に行った催告により、請求人主張の委託契約一覧の契約については、損害を補填するために必要な措置を講すべきことを勧告する必要がなくなったものと判断する。

第5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、贈収賄罪、談合など違法な行為によって、県が損害を被るような事態は、県民の立場からは到底容認し得るものではない。

今回監査委員が入手した刑事確定訴訟記録に、過去の事とはいえ、業者間において、談合が常態化しているかのごとき、供述が見られるところがあるが、このことについての事実の判断をひとまずおいておくとしても、少なくとも

業者の一部についてはこのように認識しているところがあることは事実であり、このことは県の工事発注等の契約にあたって公平な競争が完全には担保されていないのではないかという県民の不信をかき立てるに十分な事柄であり、監査委員としても重大な関心をもたざるを得ない。県土整備部として、談合等不正な工事契約の排除に向けて、こうした疑惑を払拭するために十分な対策を講じていく必要があると考える。